

事業群評価調書(令和2年度実施)

基本戦略名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主所属	こども政策局こども家庭課
施策名	(3) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	課(室)長名	今富 洋祐
事業群名	総合的な児童虐待防止対策の推進	事業群関係課(室)	福祉保健課

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 児童虐待を防止し、すべての児童を心身ともに健やかに育成していくために、市町や医療、保健、教育、警察等関係機関が適切に役割分担しながら、連携して支援体制を整備するとともに、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援に至るまでの総合的な支援を行います。							(取組項目)) 児童虐待の早期発見・早期対応、支援のための対策強化) 児童虐待の防止に向けた見相、市町、社会的養護等の機能強化及び市町要対協調整機関等の専門性強化			
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 要保護児童対策協議会の体制強を図るため、市町職員の専門性向上を図る研修会を実施し、20市町(29人)の児童福祉主管課担当職員が受講した。各市町へ研修を受講した担当職員が配置されることで市町の相談体制強化に繋がっている。 また、市町における児童相談体制強化のためのスーパーバイザー・アドバイザー派遣事業を実施するなど、市町職員の資質向上のための事業を実施した。 佐世保こども・女性・障害者支援センター(児童相談所)の建替えについては、現地職員とともに現状の建物等の課題を整理したうえで、利用者の視点にたった設計を実施した。 要保護児童対策地域協議会:虐待を受けた児童等保護や支援を要する児童・家庭について関係機関で情報共有や支援内容の協議を行うため県、市町に設置される組織(以下、要対協)
	目標値			21人以上	21人以上	21人以上	21人以上	21人以上	21人以上 (R2)	
	実績値		21人 (H26)	19人	17人	21人	29人		進捗状況	
達成率			90%	80%	100%	100%			順調	

2. 令和元年度取組実績(令和2年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要 令和元年度事業の実施状況 (令和2年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和元年度事業の成果等	中核事業	
				H30実績	うち 一般財源	人件費 (参考)			主な指標	H30目標	H30実績			達成率
				R元実績						R元目標	R元実績			
1	取組項目	児童虐待総合対策事業 こども家庭課	H21-	41,900	24,102	4,783	被虐待児とその家庭 児童虐待の早期発見・早期対応の促進、被虐待児童の心のケア及び虐待を加えた保護者への指導等を行った。	活動指標 関係職員研修の実施回数(回)		38 48 42	48 42	126% 87%	事業の成果 ・児童相談所で実施しているカウンセリング事業等の実施により、被虐待児童の心のケアや保護者に対する適切な養育方法等について指導等を行った。 事業群の目標(指標達成)への寄与・保護者等へ適切な指導を行うことにより児童・家庭養育の安定に寄与した。	
				75,066	39,766	4,772	根拠法令 児童虐待の防止等に関する法律、厚生省事務次官通知	成果指標 県内児童相談所における児童虐待相談対応件数(件)	数値目標なし 数値目標なし 数値目標なし	897 1,053				
				85,640	42,703	4,785								

2	児童虐待防止・支援体制強化事業	H23-	2,874	1,438	1,594	市町、施設、児童相談所	県要対協は市町の要対協の機能が効果的に発揮できるよう後方支援を行い、研修等の実施により市町の要対協の機能強化が図られた。児童養護施設等には基幹的職員への研修等を実施したことで施設の専門性の向上が図られた。また、情報提供の方法の見直しを見相、市町で行った。	活動指標 児童虐待防止対策を担う市町職員の資質向上のための研修実施回数(回)	1	1	100%	事業の成果 ・児童虐待防止に向け、県レベルの要対協を開催するとともに児童福祉司と同等の資格を有する職種の育成を図るための研修会を実施した。また児童福祉、医療、法律等の専門家を市町の要対協に派遣した。 ・事業群の目標(指標達成)への寄与・研修等の実施により、市町職員のケース対応力向上、関係機関との連携強化に寄与した。
			1,931	1,251	1,591	根拠法令 児童福祉法			1	1	100%	
	こども家庭課		3,725	2,153	1,595	根拠法令 児童福祉法	21	21	100%			
	21	29	100%									
3	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	H26-	1,903	1,903	800	市町	市町において、要対協の調整機関の職員の専門性強化及び要対協構成員の連携強化を図るとともに、要対協と市町が実施した乳児家庭への全戸訪問や養育支援訪問事業との連携を図った。また、虐待防止等リーフレット等による、地域住民への周知を図った。	活動指標 市町の児童福祉司資格取得者数(人)	12	12	100%	事業の成果 ・児童福祉司任用資格取得のための研修や専門的研修の受講などにより、市町要対協に配置される専門職を確保した。 ・事業群の目標(指標達成)への寄与・研修等の実施により、職員の市町要対協調整機関職員の専門性確保に寄与した。
			1,786	1,786	795	根拠法令 子ども子育て支援交付金実施要綱			12	11	92%	
	こども家庭課		2,931	2,931	798	根拠法令 子ども子育て支援交付金実施要綱	18	11	61%			
	18	11	61%									
4	佐世保こども・女性・障害者支援センター建替費	R元-				児童相談所の利用者	老朽化し、狭隘な佐世保こども・女性・障害者支援センター(児童相談所)について、令和4年度までの建替え完了を目指し、利用者の利便性向上を図るため、建物の設計作業を行った。	活動指標 工事の進捗内容	地盤調査・設計	地盤調査・設計	100%	事業の成果 ・現場職員とともに、現状の課題を精査し、改善点を整理することで、利用者の視点にたった建物の設計を実施した。 ・事業群の目標(指標達成)への寄与・一時保護所の部屋数や相談室の増加、市町等との協議や関係者の研修のための会議室の面積の増加等により、連携体制の強化、総合支援の円滑化に寄与した。
			41,754	2,700	2,386	根拠法令 児童福祉法			8	8	100%	
	福祉保健課		540,069	33,900	2,392	根拠法令 児童福祉法	65					

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>児童虐待の早期発見・早期対応、支援のための対策強化</p> <p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所職員研修会については、職場の経験年数や役職等に応じて習得すべき必要な知識や役割があるため、特化した分野で研修を実施する必要がある。 児童相談所と警察等の連携が図られ、面前DVや身体的虐待を受けた児童のきょうだいにも心理的虐待があったとして通告する案件が増加しており、関係機関との情報共有・役割分担が必要である。 令和元年度児童虐待相談件数1,053件。前年度(平成30年度898件)より、155件増加。警察から児童相談所への相談件数(通告、照会)509件。前年度(平成30年度425件)より、84件増加。 		<p>課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も継続して、キャリア別(新任中堅、係長以上等)に応じた内容の研修を実施する。 児童虐待に関する情報共有を図るため児童相談所と警察の間で協定に基づき、児童虐待の未然防止と早期発見に努めるとともに、見相と市町の適切な役割分担が必要である。
<p>児童虐待の防止に向けた見相、市町、社会的養護等の機能強化及び市町要対協調整機関等の専門性強化</p> <p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の防止対策を図るため、要保護児童対策調整機関担当者研修会を実施し、市町職員(要対協調整機関職員)の専門性の強化を図った(延べ29人)。 児童福祉法改正に伴い、県や市町の役割・責務が明確化されたことから、これまでのスーパーバイザー派遣等の市町の体制強化に加え、県や市町がその役割を適切に遂行し、適切に役割分担をするための共通マニュアルとして指針を作成する必要がある。 児童養護施設等の職員に対して、職員の入れ替わりも考慮し、被措置児童等虐待等を防止するための研修を継続する必要がある。なお、市町の児童虐待等に従事する職員のうち、前年から在籍する職員については、研修受講を見合わせる者がいる。 児童相談所(佐世保こども・女性・障害者支援センター)が老朽化し、狭隘であるため、早期の建替えにより、保護児童の環境改善や利用者の利便性の向上を図るほか、関係機関との連携を強化する必要がある。 		<p>課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、専門性を持った市町職員(要対協調整機関職員)の継続的な育成及び専門性の向上に資する研修や児童福祉法改正により義務化された研修を、継続して実施する。 児童福祉法改正に伴い、県や市町の役割・責務が明確化されたことから、これまでのスーパーバイザー派遣等の市町の体制強化に加え、県や市町がその役割を適切に遂行し、適切に役割分担をするための共通マニュアルとして指針を作成する。 児童養護施設等の職員への被措置児童等虐待等をテーマにした研修を継続して実施し、市町職員の専門性の向上を図っていく。 児童相談所(佐世保こども・女性・障害者支援センター)が老朽化し、狭隘であるため、早期の建替えにより、保護児童の環境改善や利用者の利便性の向上を図るほか、関係機関との連携を強化する必要がある。

4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容	令和3年度事業の実施に向けた方向性		
		所管課(室)名	(令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しが無い場合は「-」と記載)	事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目	児童虐待総合対策事業			虐待相談件数は年々増加しており、困難事例も増えていることから、虐待の発生予防から早期発見・早期対応、重層的な支援を行なうため、児童福祉法の改正を踏まえた研修等により、引続き職員一人ひとりの専門性の強化を図っていく。	現状維持
		こども家庭課				
2	取組項目	児童虐待防止・支援体制強化事業	平成28年度改正児童福祉法の内容を踏まえて、平成30年度から、市町へのヒアリングを行うなど「市町と児童相談所の連携指針」策定作業を実施しており、本年度中に、児相と市町の役割・責務の適切な分担を市町へ示す予定。		専門性を要する市町要対協に配置される職員の児童福祉司資格取得のための研修及び市町職員の資質向上を目的とした研修会の実施等による市町支援を継続して実施する。	現状維持
		こども家庭課				
3	取組項目	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業			平成28年度の児童福祉法改正により、児童や家庭に対する支援は、身近な場所である市町村が役割・責務を担うとされたことから、在宅ケースを中心とする支援のための拠点整備が必要である。関係機関間の調整等を行う要対協に配置される専門職については、研修受講等により、児童福祉司の資格を取得させることにより、育成・確保を継続的に実施する必要がある。そのため、研修のアンケート調査結果等を踏まえ、さらに職員一人ひとりの専門性の強化を図っていく。	改善
		こども家庭課				
4	取組項目	佐世保こども・女性・障害者支援センター建替費	建物の設計にあたって、公共施設の集約化等、必要な面積の適正化を図りつつ、利用者の視点に立った機能の充実を図るため、一時保護所や相談室の配置、障害者用の駐車場の配置の見直しを行った。		設計内容を十分に反映させたいうえで、一体化する県北少年サポートセンターや障害者支援施設と建物の運用に関する具体的な協議を行い、円滑に連携できる建物を建設することで、連携体制や支援の強化を図る。	現状維持
		福祉保健課				

注：「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- 視点 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- 視点 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- 視点 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- 視点 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- 視点 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- 視点 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- 視点 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- 視点 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- 視点 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- その他の視点